

地域安全ニュース たかしま

10月11日(火)～20日(水)

全国地域安全運動実施期間

「みんなできつくる」

安心の街

市内での自転車盗
をなくそう！

《被害に遭わないためのポイント》

① 先ずは「鍵かけ」

短時間でも自転車から離れたときは、面倒くさがらずに必ず鍵をかけましょう。

② そして「ツーロック」

もう一つ違う鍵を取り付けることで、盗難を困難にさせるとともに、犯行を断念させる効果があります。

③ 万一のための「防犯登録」

防犯登録は、法律で義務づけられています。盗難防止と万一盗難に遭った場合に発見しやすくするために必ず登録をしましょう。
(防犯登録は自転車販売店で登録することができます。)



必ずカギをかけてね。

7月末で警察が発生を認知した事件の件数(刑法認知件数)は226件で、そのうち50件が乗物盗です。乗物盗の多くは自転車盗(無施錠)で、近江今津駅・新旭駅・安曇川駅等の駐輪場で多発しています。被害に遭わないために、次のことに心がけましょう。

空き巣や倉庫等への侵入窃盗が多発しています！

《泥棒が嫌がる家は…》
・ 侵入するのに時間がかかる家
・ 近づいたらアラームが鳴りやまない家
・ 近づくことライトが光り、犯行が見えてしまつ家

昼間はアラームが鳴り、夜にはライトが光る「アラーム付きセンサーライト」で侵入者を撃退しましょう。
また、鍵を2つにするなど、防犯グッズを有効に活用しましょう。

万引きを、しない、させない！

万引きは、泥棒です。窃盗罪で10年以下の懲役または50万円以下の罰金という重い罪です。
万引きをしてしまったら、「謝罪すれば…」「お金を支払えば…」で済む問題ではありません。家庭やお店などで、万引きをさせない環境を徹底的につくりましょう。

高島市防犯自治会事務局
高島警察署生活安全課
☎(22)0110
高島市役所総合防災課
☎(25)8133

高島市における刑法犯認知件数類計 (1月～7月末現在)

罪種	H23	H22	増減
凶悪犯			
殺人	0	0	0
強盗	0	1	▲1
放火	0	0	0
強姦	1	0	1
凶器準備行為	0	0	0
粗暴犯			
暴行	4	4	0
傷害	6	7	▲1
脅迫	0	0	0
恐喝	0	2	▲2
窃盗犯			
侵入盗	23	14	9
その他	153	153	0
乗物盗	50	47	3
知能犯			
詐欺	5	7	▲2
その他	1	1	0
風俗犯			
賭博	0	0	0
強制わいせつ	1	0	1
その他	1	1	0
住居侵入	5	9	▲4
器物破損	18	23	▲5
その他	8	7	1
総数	226	229	▲3

差押え不動産を
公売します

市では、市税の滞納をなくすため、再三の催告にも応じない滞納者に対し、預金、給与、動産(自動車など)、不動産などの差押えを行っています。
今回、差押えた不動産を売却し、滞納市税に充てるために次のとおり公売を実施します。

▼日時 10月19日(水)

9時30分受付開始

▼場所 新旭公民館

▼公売物件 納税課窓口に備え付けてある公売広報または市ホームページをご覧ください。

※公売に入札される際には公売保証金が必要です。

※公売は都合により中止する場合があります。事前に公売中止の有無をお問い合わせください。

☎(25)812222

下水道排水設備工事
責任技術者試験

下水道排水設備の工事は、市に登録された指定工事店の責任技術者が行うことになっています。今年度の下水道排水設備工事責任技術者試験は、次のとおりです。

▼試験日時 2月16日(木)

14時～

▼試験会場 立命館大学びわこ・くさつキャンパス

(草津市野路東一丁目1-1)

▼受付期間 10月24日(月)

～11月11日(金)

9時～17時

▼申込書の配布および受付場所 (土・日・祝日を除く)

下水道課(市役所別館1階)

☎(22)90011

財団法人滋賀県建設技術センター

☎077(565)0216



10月1日は
「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、浄化槽に関する法律の「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、当時の環境庁の呼びかけで定められました。
浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設ですから、微生物が活発に活動できるような環境を保つ必要があります。浄化槽法では次のことが義務付けられています。

▼法定検査(年一回)

保守点検や清掃が適正かどうか判断したり、浄化槽からの処理水の品質を検査し、浄化槽の機能が正常かどうかを判断するものです。
※10人槽以下の浄化槽を対象に効率化検査が導入されました。

▼保守点検

(通常年3～4回 ※実施回数 は浄化槽の種類や規模で異なります。)
汚水が適正に処理されるよう、槽内の微生物の管理、装置の点検および調整、消毒剤の補

充を行います。保守点検は、県の登録業者に委託してください。

▼清掃(年一回以上)

浄化槽内の処理でたまつた汚泥や異物の除去、装置・機械の洗浄などを行います。

☎(22)90011

食品表示に関する
お知らせ

近畿農政局大津地域センターでは、JAS法に基づく食品表示制度の説明会への講師派遣を行っています。また、食品表示の情報提供や問い合わせを受け付ける「食品表示110番」を設置しています。詳しくはお気軽にお問い合わせください。

☎077(522)4261